

料金表（入所サービス）

<基本型>

令和3年6月改定

■介護保険給付サービス

介護報酬算定項目の単位数に地域加算（3級地10.68）を乗じた額を掲載（少数点以下切り上げ）

介護報酬基本サービス	多床室				個室			
	単位数	自己負担額（円）			単位数	自己負担額（円）		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
要介護1（基本サービス費）※	788単位	842	1,684	2,525	714単位	763	1,526	2,288
要介護2（基本サービス費）※	836単位	893	1,786	2,679	759単位	811	1,622	2,432
要介護3（基本サービス費）※	898単位	960	1,919	2,878	821単位	877	1,754	2,631
要介護4（基本サービス費）※	949単位	1,014	2,028	3,041	874単位	934	1,867	2,801
要介護5（基本サービス費）※	1003単位	1,072	2,143	3,214	925単位	988	1,976	2,964

■加算料金

	1割	2割	3割	算定条件	
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ※	37	73	109	円/日	厚生労働大臣が定める基準により、在宅復帰在宅療養支援等評価指標として算出される数が報酬上の評価における区分が要件にみたしている場合
夜間職員配置加算※	26	52	77	円/日	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合
短期集中リハビリテーション実施加算	257	513	769	円/日	入所後3カ月以内で集中的にリハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	257	513	769	円/日	認知症の方で、入所後3カ月以内に個別集中的にリハビリを行った場合（週3日まで）
栄養マネジメント加算※	15	30	45	円/日	栄養ケア計画に基づき、食事を提供します
療養食加算	7	13	20	円/食	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度に提供した場合
口腔衛生管理体制加算※	33	65	97	円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
経口維持加算（Ⅰ） （Ⅱ）	428 107	855 214	1,282 321	円/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し医師又は歯科医師の指示に基づき、栄養管理のための食事の観察及び会議を行えばⅠの加算Ⅰの加算+外部の医師、STが加わったⅡの同時加算となる。
排せつ支援加算	107	214	321	円/月	認定調査の「排尿」または「排便」が「一部介助」または「全介助」の場合に算定原因と分析しながら支援計画の作成及びその支援を行うこと。
褥瘡マネジメント加算	11	22	33	円/月	入所者ごとの褥瘡の発生リスクとモニタリング指標を用い少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果を提出し、関連の者が共同し褥瘡ケア計画を作成すること（3月に1回限度）
外泊時費用	387	774	1,160	円/日	居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定。
外泊時費用（在宅サービス利用時）	855	1,709	2,564	円/日	入所サービス中に外泊し、その間に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき一定の単位数を算定
低栄養リスク改善加算	321	641	962	円/月	低栄養「高」の入所者であること。月1回以上、多職種が共同して栄養管理するための管理 食事観察を週5回以上行い、入所者に対して栄養状態・嗜好踏まえ食事・栄養調整等行う事。
再入所時栄養連携加算	214	428	641	円/月	医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養または嚥下調整食の新規導入）再入所後の栄養管理を管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成した場合
入所前後訪問指導加算Ⅰ Ⅱ	481 513	962 1,026	1,442 1,538	円/日	入所期間が1月を超える見込みの者の入所予定前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居室に訪問し、サービス計画を策定及び診療方針の決定を行った場合
初期加算	33	65	97	円/日	入所後30日間に限り算定します。
緊急時治療管理加算1	554	1,107	1,660	円/日	緊急的な治療として投薬・検査・注射・処置等を行った場合、月3日まで
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	513	1,026	1,538	円/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）のイ※	20	39	58	円/日	（Ⅰのイ）介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が60%以上
ターミナルケア加算	医師が医学的知見に基づき、回復する見込みがないと判断した利用者で、入所者様やご家族様から看取りの同意を得て計画が作成されている。また、随時説明させていただいた場合に算定（お亡くなりになられた日によって加算額が変動）				
ターミナルケア加算11	86	171	257	円/日	死亡日以前31日～45日
ターミナルケア加算21	171	342	513	円/日	死亡日以前4日～30日
ターミナルケア加算31	876	1,752	2,628	円/日	死亡日前日及び前々日
ターミナルケア加算41	1,763	3,525	5,287	円/日	死亡日
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数×加算率2.1%×地域単価10.68×負担割合			※17（経験・技能）のある介護職員に対する更なる処遇改善加算	
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総単位数×加算率2.9%×地域単価10.68×負担割合			介護職員の処遇改善のために加算	

■介護保険適用外のサービス

食費※	1,720	円/日	個室利用のみ 多床室のみ 多床室かつ2人室
おやつ代※	110		
居住費※	1,640		
個室料※	1,100		
居住費※	570		
2人室料	440		
日用生活品費※	110		
教養娯楽費※	160		
電気使用料	50		
喫茶代	60		
喫茶代（ひだまりカフェ）	50	円/回	利用した場合
理美容代	自費		

1ヶ月（30日）あたりの基本料金 ※のみ		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	多床室利用（円）	109,290	110,820	112,830	114,450	116,190
	個室利用（円）	172,020	173,460	175,440	177,150	178,770
2割負担	多床室利用（円）	134,550	137,610	141,600	144,870	148,320
	個室利用（円）	194,910	196,680	200,640	204,030	207,300
3割負担	多床室利用（円）	158,670	164,400	168,780	173,670	180,450
	個室利用（円）	217,770	222,090	228,060	233,160	238,050

\*上記基本料金は、基本的費用（※）を算出したもので、利用者様の身体状況等により料金が変動します。

# 料金表（ショートステイ）

# 〈基本型〉

令和3年6月改定

## ■介護保険給付サービス

介護報酬算定項目の単位数に地域加算（3級地10.68）を乗じた額を掲載（少数点以下切り上げ）

介護報酬基本サービス	多床室				個室			
	単位数	自己負担額（円）			単位数	自己負担額（円）		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
要支援1（基本サービス費）※	610単位	652	1,303	1,955	577単位	617	1,233	1,849
要支援2（基本サービス費）※	768単位	821	1,641	2,461	721単位	771	1,541	2,311
要介護1（基本サービス費）※	827単位	884	1,767	2,650	752単位	804	1,607	2,410
要介護2（基本サービス費）※	876単位	936	1,872	2,807	799単位	854	1,707	2,560
要介護3（基本サービス費）※	939単位	1,003	2,006	3,009	861単位	920	1,840	2,759
要介護4（基本サービス費）※	991単位	1,059	2,117	3,176	914単位	977	1,953	2,929
要介護5（基本サービス費）※	1045単位	1,117	2,233	3,349	966単位	1,032	2,064	3,096

## ■加算料金

	1割	2割	3割	算定条件	
送迎加算	197	394	590	円/回	施設の送迎車を利用された場合、送迎範囲についてはご相談下さい。
個別リハビリ加算※	257	513	769	円/日	個別リハビリテーション計画を作成し、1日20分程度実施した場合
夜間職員配置加算※	26	52	77	円/日	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合
療養食加算	9	18	26	円/食	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度に提供した場合
重度療養管理加算	129	257	385	円/食	医療ニーズの高い方に対し、医学的管理のもと必要な処置を行った場合（要介護4～5の方のみ）
緊急短期入所受入加算	97	193	289	円/日	居宅サービス計画において計画的になっておらず、緊急に利用した場合（開始した日から起算して、最大7日まで）
緊急時治療管理加算1	554	1,107	1,660	円/日	緊急的な治療として投薬・検査・注射・処置等を行った場合、月3日まで
サービス提供体制強化加算（I）のイ※	20	39	58	円/日	（Iのイ）介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が60%以上
介護職員等特定処遇改善加算（I）	総単位数×加算率2.1%×地域単価10.68×負担割合			キャリア（経験・技能）のある介護職員に対する更なる処遇改善加算	
介護職員処遇改善加算II	総単位数×加算率2.9%×地域単価10.68×負担割合			介護職員の処遇改善のために加算	

## ■介護保険適用外のサービス

食費※	朝食	360	円/食	
	昼食	680		
	夕食	680		
おやつ代※	110			
居住費※	1,640			個室利用のみ
個室料※	1,100			
居住費※	570			多床室のみ
2人室料	440			多床室かつ2人室
日常生活品費※	110			
教養娯楽費※	160			
電気使用料	50			
喫茶代	60	円/回		利用した場合
喫茶代（ひだまりカフェ）	50	円/回		利用した場合

1日あたりの基本料金 ※のみ		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	多床室利用（円）	3,625	3,794	3,857	3,909	3,976	4,032	4,090
	個室利用（円）	5,734	5,760	5,947	5,997	6,063	6,120	6,175
2割負担	多床室利用（円）	4,276	4,915	5,041	5,146	5,280	5,391	5,507
	個室利用（円）	6,677	6,985	7,051	7,151	7,284	7,397	7,508
3割負担	多床室利用（円）	5,423	6,035	6,224	6,381	6,583	6,750	6,923
	個室利用（円）	7,593	7,997	8,154	8,304	8,503	8,673	8,840

\* 上記基本料金は、基本的費用（※）を算出したもので、利用者様の身体状況等により料金変動します。

# 料金表（通所リハビリ）

令和3年4月改定

介護報酬算定項目の単位数に地域加算（3級地10.83）を乗じた額を掲載（少数点以下切り上げ）

## ■介護保険給付サービス

介護報酬基本サービス （6時間以上7時間未満）	単位数	自己負担額（円）		
		1割	2割	3割
要支援1（基本サービス費）※	2053単位/月	2,224	4,447	6,671
要支援2（基本サービス費）※	3999単位/月	4,331	8,662	12,993
要介護1（基本サービス費）※	710単位	769	1,538	2,307
要介護2（基本サービス費）※	844単位	915	1,829	2,743
要介護3（基本サービス費）※	974単位	1,055	2,110	3,165
要介護4（基本サービス費）※	1129単位	1,223	2,446	3,669
要介護5（基本サービス費）※	1281単位	1,388	2,775	4,162

## ■介護保険適用外のサービス

食事代※	680	円/回
おやつ代※	110	円/回
日常生活品費※	80	円/回
教養娯楽費※	130	円/回
喫茶代	60	円/回
喫茶代（ひだまりカフェ）	50	円/回

## ■加算料金

	1割	2割	3割	算定条件
入浴加算 I ※	44	87	130	円/回 入浴介助を行った場合。
リハビリマネジメント加算（A21）	643	1,285	1,927	円/月 事業所の医師が指示し、療法士にてリハビリテーションの目的や留意事項等の計画書を策定の上、定期的なリハビリテーション会議の開催によりその内容を利用者に伝達し、かつ厚生労働省にその内容を提出している事。（同意日より6月以内）
リハビリマネジメント加算（A22）※	296	592	887	円/月 事業所の医師が指示し、療法士にてリハビリテーションの目的や留意事項等の計画書を策定の上、定期的なリハビリテーション会議の開催によりその内容を利用者に伝達し、かつ厚生労働省にその内容を提出している事。（同意日より6月超）
リハビリマネジメント加算（B21）	935	1,870	2,804	円/月 上記加算（A21）要件に加えて所定の期間、定期的なリハビリテーション会議を開催し、医師が計画書を利用者及び家族へ説明し同意を得ている事。かつ厚生労働省にその内容を提出している事。（同意日より6月以内）
リハビリマネジメント加算（B22）	589	1,177	1,765	円/月 上記加算（A21）要件に加えて所定の期間、定期的なリハビリテーション会議を開催し、医師が計画書を利用者及び家族へ説明し同意を得ている事。かつ厚生労働省にその内容を提出している事。（同意日より6月超）
サービス提供体制強化加算（I）～（II）予防	26～191	52～382	78～572	円/月 介護職員の総数の内介護福祉士の割合及び通所リハビリを直接提供する職員の総数の内、勤続年数が所定の期間以上である事。
サービス提供体制強化加算（I）～（II）	7～24	13～48	20～72	円/回 介護職員の総数の内介護福祉士の割合及び通所リハビリを直接提供する職員の総数の内、勤続年数が所定の期間以上である事。
リハビリテーション提供体制加算 ※	26	52	78	円/回 常時配置されている理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の合計数が所定の人数を満たしている事。
短期集中リハビリテーション実施加算	120	239	358	円/回 退院日及び認定日から起算して3か月の間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（I）	260	520	780	円/回 認知症であり、かつリハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対し療法士が集中的なリハビリを個別に行った場合。（週2回以上利用）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（II）	2,080	4,159	6,239	円/月 認知症であり、かつリハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対し療法士が集中的なリハビリを個別に行った場合。（週1回程度利用）
中重度者ケア体制加算（予防を除く）※	22	44	65	円/回 利用者総数の内、要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上である事と、専ら通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上確保している事。
生活行為向上リハビリテーション実施加算（6ヶ月以内）	1,354	2,708	4,062	円/月 所定の研修を修了した療法士の配置があり、生活行為の内容の充実を図るため計画書に基づいたリハビリテーションを提供した場合。
栄養改善加算	217	434	650	円/回 管理栄養士を1名以上配置し、利用者の栄養状態を把握し摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養計画書を作成し、定期的に評価する事。
口腔機能向上加算	163	325	488	介護/回 予防/月 言語聴覚士を配置し、利用者の口腔機能を把握し、多職種が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、定期的に評価する事。
重度療養管理加算	109	217	325	円/日 要介護3～5であり、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合。
移行参加支援加算	13	26	39	円/日 通所リハビリの提供が終了した者の内、所定のサービスへの移行又は社会参加に資する取り組みを実施した者が一定の割合以上となった場合。
介護職員等特定処遇改善加算（I）	総単位数×加算率2.0%×地域単価10.83×負担割合			キャリア（経験・技能）のある介護職員に対する更なる処遇改善加算
介護職員処遇改善加算II	総単位数×加算率3.4%×地域単価10.83×負担割合			介護職員の処遇改善のために加算

おおよその 利用料目安	一月あたり		一回あたり				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	6,536	13,579	2,177	2,323	2,463	2,631	2,796
2割負担	6,591	19,158	3,352	3,643	3,924	4,260	4,589
3割負担	8,887	22,241	4,526	4,962	5,241	5,888	6,381

\* 上記基本料金は、基本的費用（※）を算出したもので、利用者様の身体状況等により料金が変動します。